

酒レポート 平成26年3月

はじめに

酒類は、「百薬の長」と言われているほか、その国の食文化とも関わりの深い伝統性を有した代表的な嗜好品の一つですが、アルコール飲料であるため致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物資でもあります。さらに、生活必需品ではなく、嗜好や経済力に応じて消費される酒類は、その背後にある担税力に着目して酒税が課される担税物資でもあります。

酒税は、明治以降、地租とともに政府の大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成24年度においては、酒税が国税収入に占める割合は2.9%となっています。酒税は、景気の影響を受けにくく、平成24年度の税収は1.35兆円と安定した税収が見込ま

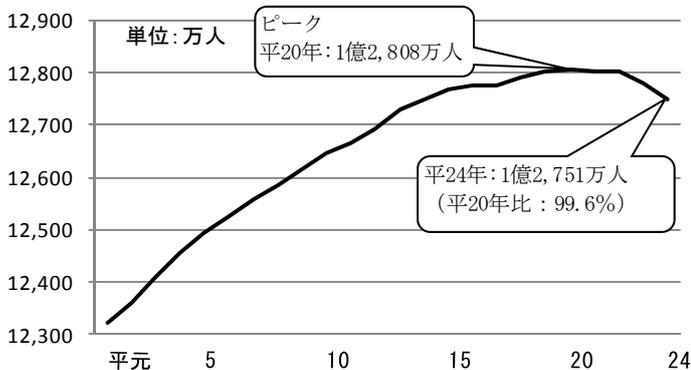
れることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。

このように、酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業については免許制度が採用されています。

国税庁は酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に対する取組も行っています。

さらに近年では、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備などにも取り組んでいます。

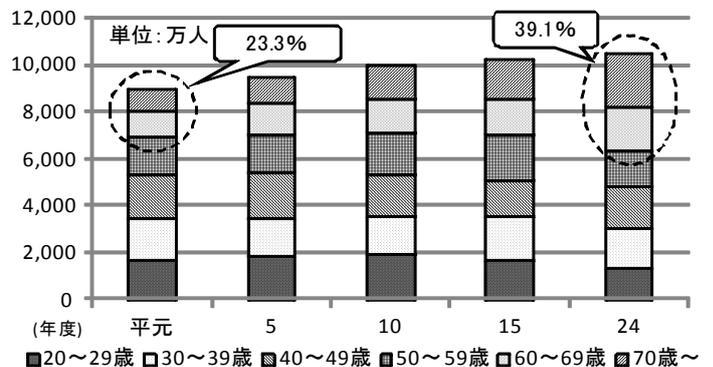
図1 人口の推移



資料：1 国税庁統計年報（以下の図表において、特記がない資料は国税庁統計年報である。）

2 統計局人口推計（長期時系列データ・各年次）

図2 成人人口の推移（年齢層別）



資料：統計局人口推計（長期時系列データ・各年次）

以下、酒類業を取り巻く環境や酒類業の現状について、統計データ等を参照しながら説明するとともに、諸問題に対する国税庁の取組を紹介します。

1 酒類業を取り巻く環境

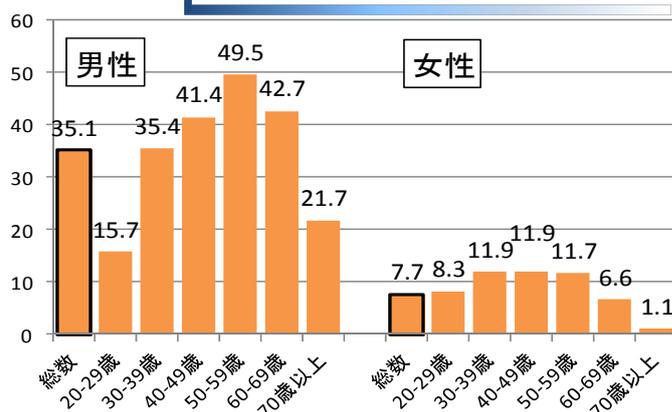
(1) 国内市場環境

国内の市場環境は、平成20年に1億2,808万人であった人口が減少傾向にあるとともに、その構成においても、成人人口に占める60歳以上の割合が、平成元年度の23.3%から平成24年度には39.1%へ増加するなど、人口減少社会の到来、高齢化が進展しています。【図1、図2参照】

酒類の消費習慣のある者は、男女ともに30歳代から50歳代にかけて多くなっており、60歳以上では飲酒習慣のある者が減少する傾向がありますので、このような人口構成の変化が酒類の消費に与える影響は大きいものと考えられます。【図3参照】

このような環境の変化を背景に、酒類の

図3 飲酒習慣のある者の割合
(性・年齢階級別)



資料：平成23年国民健康・栄養調査結果の概要（厚生労働省）
15項図15-2を再編加工

図4 酒類販売（消費）数量の推移

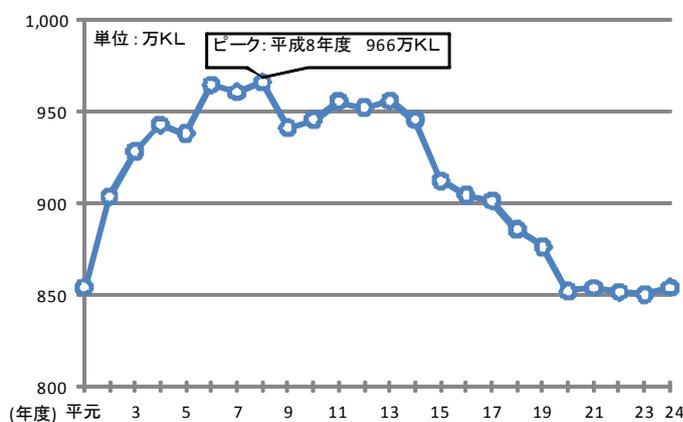
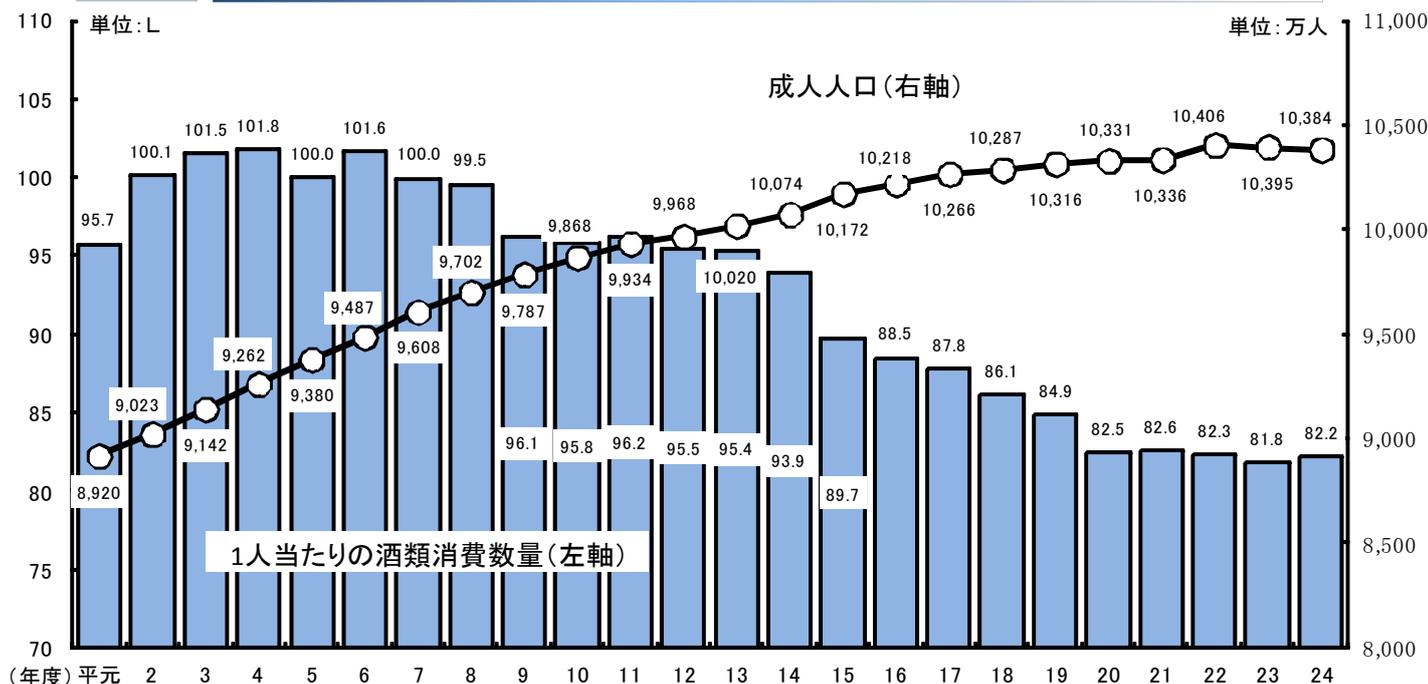
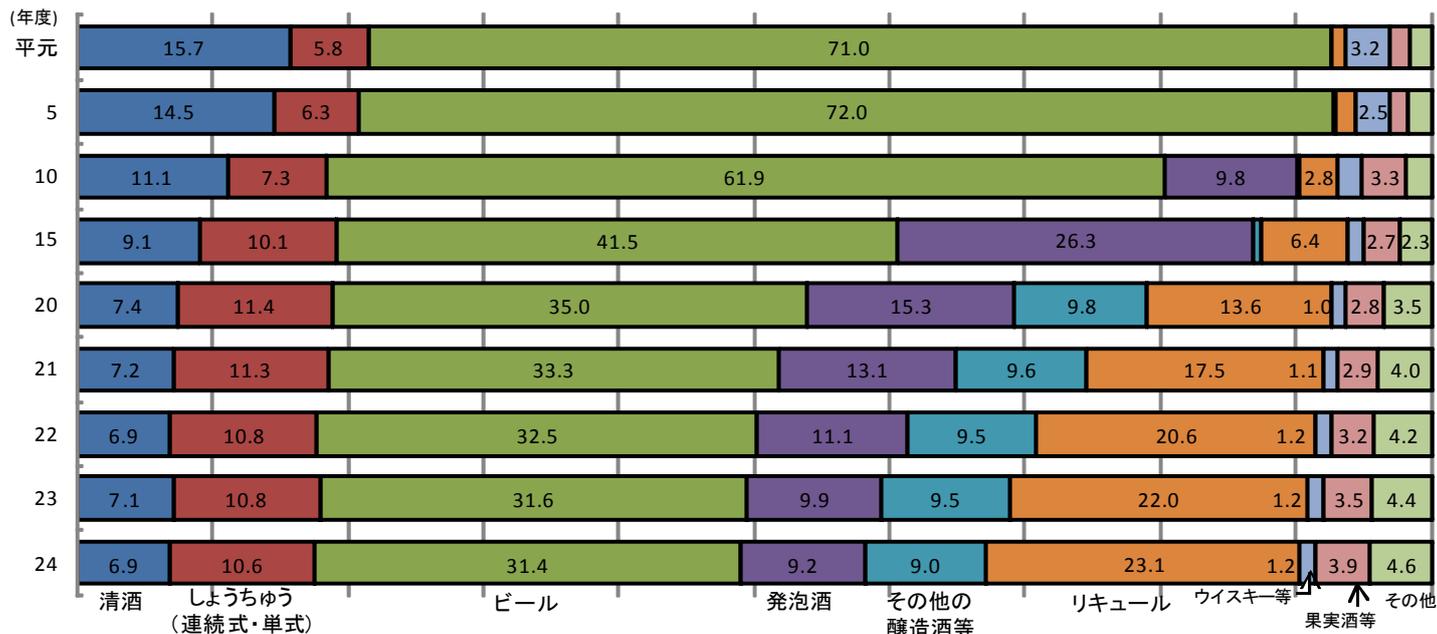


図5 成人1人当たりの酒類消費数量の推移



資料：成人人口は、「人口推計年報（平成24年10月1日現在）」（総務省統計局）による。
注釈：沖縄分は含まない。

図6 各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移



販売（消費）数量は平成8年度の966万KLをピークとして減少してきています。【図4参照】

また、成人1人当たりの酒類消費数量は平成4年度の101.8Lをピークとして減少傾向にあり、平成24年度には82.2Lとおおよそ8割に減少しています。この間、成人人口は増加傾向であったことを踏まえると、飲酒習慣のある者においても、その飲酒量は減少しているものと考えられます。【図5参照】

続いて、各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移をみると、平成5年度以降、その構成が大きく変化していることがわかります。特にビールの構成比率は大きく減少していますが、これはリキュールやその他の醸造酒等の構成比率が増加していることをみると、ビールからチューハイやビールに類似した低価格ないわゆる新ジャンル飲料に消費が移行していることによるものと考えられます。【図6参照】

表1 世界の地域区分別アルコール消費傾向

地域区分	増加	横ばい	減少
アフリカ地域	25.3%	70.2%	4.5%
アメリカ地域	5.3%	94.7%	0.0%
東地中海地域	5.4%	81.5%	13.1%
ヨーロッパ地域	12.1%	87.3%	0.6%
南東アジア地域	68.3%	31.7%	<0.1%
西太平洋地域	5.1%	94.5%	0.4%
全世界	23.5%	74.9%	1.6%

注釈：各地域内の国（地域）における、2001年から2005年の一人当たりのアルコール消費数量を基に、人口等を考慮し3区分に分類したものである。

資料：世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2011」

表2 主要国の一人当たりの年間純アルコール消費量（2005）

国名	一人当たりの消費量	（単位：L）			
		ビール	ワイン	蒸留酒	その他
日本	8.03	1.72	0.29	3.37	2.61
アメリカ合衆国	9.44	4.47	1.36	2.65	0.00
大韓民国	14.80	2.14	0.06	9.57	0.04
中華人民共和国	5.91	1.50	0.15	2.51	0.23
英国	13.37	4.93	3.53	2.41	0.67
フランス	13.66	2.31	8.14	2.62	0.17
ロシア	15.76	3.65	0.10	6.88	0.34

資料：世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2011」 APPENDIX III

(2) 海外市場環境

WHOが2011年に発表した調査報告によると、一人当たりのアルコール消費数量の増減について2001年と2005年を比較したところ、世界全体では74.9%の国（地域）が横ばいとなっていました。しかし、地域区分別で見ると南東アジア地域においては68.3%もの国（地域）において増加していました。【表1参照】

また、主要国の一人当たりの年間の純アルコール消費量をみると、フランスやロシア等のヨーロッパ地域の消費量が多くなっており、日本はヨーロッパ地域よりは消費量が少ないことが分かります。さらに、酒類別にみると、英国ではビール、フランスではワイン、ロシアでは蒸留酒というように、その国ごとに多く消費される酒類が異なっていることが分かります。【表2参照】

2 酒類業の現状

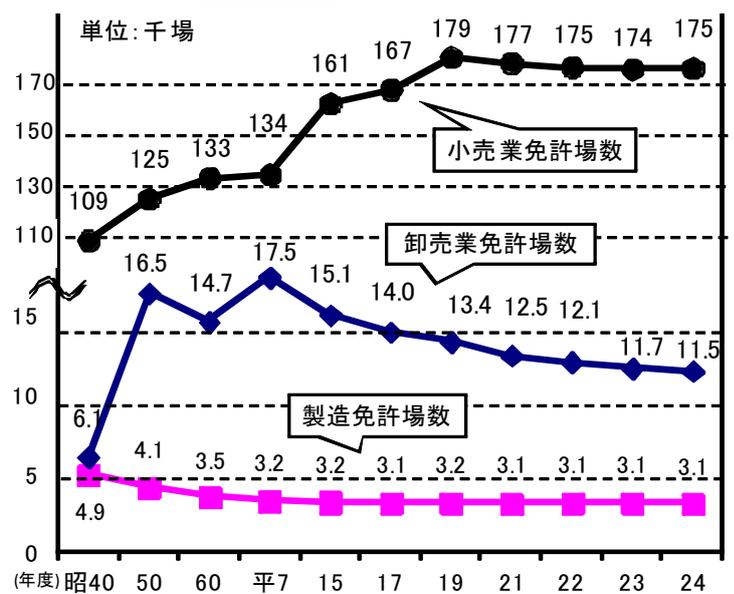
(1) 酒類の製造業と販売業の状況

まずは、酒類の製造業の状況について概観します。酒類を製造するには酒類製造免許を酒類の品目や製造する場所ごとに取得する必要があります。酒類製造免許は税務署において人的要件等の審査を経て免許を

付与等しており、平成24年度の酒類製造免許場数（各酒類を通じたもの）は3,081場となっています。

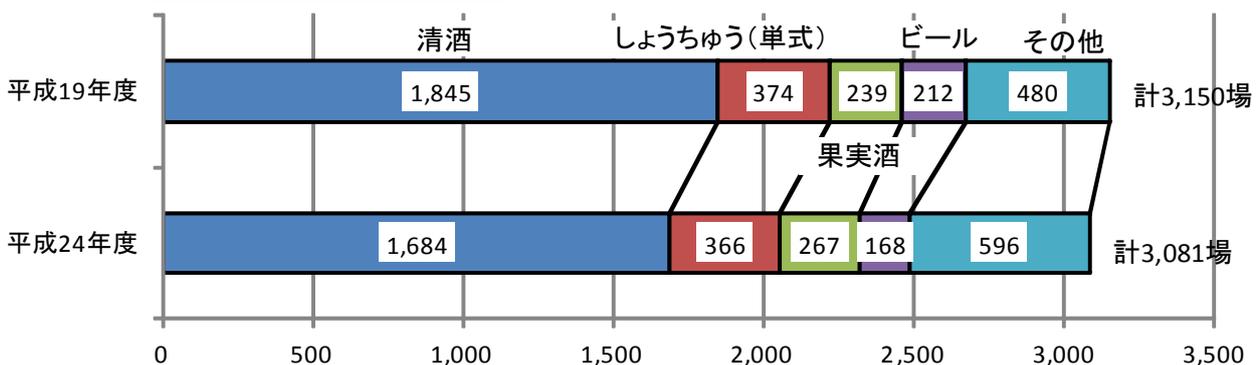
酒類製造免許場数は、総数として長期で見れば減少傾向にあるものの、大きな変化は生じていません。【図7参照】品目別に平成19年度と比べると、清酒製造免許場数が8.7%、ビール製造免許場数が20.8%減少しており、果実酒製造免許場数が11.7%、その他製造免許場数が24.2%増加しています。なお、その他製造免許場数の増加幅が大きくなってはいますが、主な要因は、構造改革特別区域法によりその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）や特産品を用いた酒

図7 酒類業免許場数の推移



注釈：1 各会計年度の末日（3月31日）の場数である。
2 小売業免許場数は一般酒類小売業免許の場数である。

図8 酒類製造業の現状



注釈：複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

類を製造する小規模な事業者が増加していることによるものです。【図8参照】

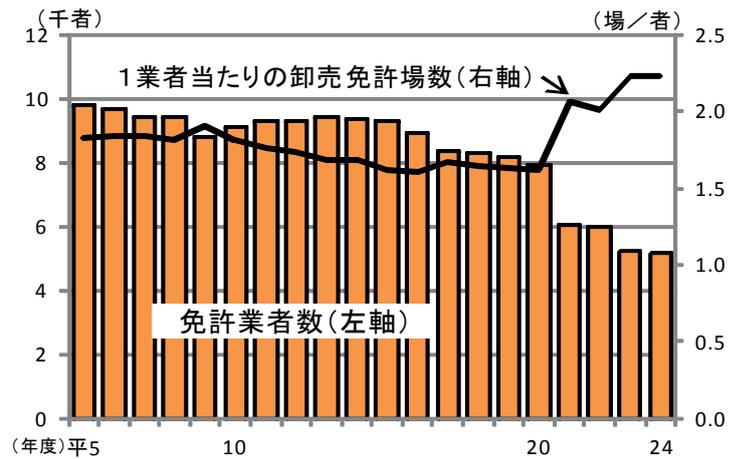
次に酒類の販売業の状況について概観します。酒類の販売業を行うには酒類販売業免許を販売場ごとに取得する必要があります。酒類販売業免許は酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分し、税務署において人的要件等の審査を経て免許を付与等しており、平成24年度の酒類卸売業免許場は11,515場、一般酒類小売業免許場は174,737場となっています。

酒類卸売業免許場数は、総数としては減少傾向にありますが、近年酒類卸売業において地場卸の統合や系列化・集約化が進んでいることから、1業者当たりの卸売免許場数は増加傾向にあります。【図7、図9参照】

また、一般酒類小売業免許場数は、需給調整要件の段階的な緩和の結果、免許場数は増加していましたが、平成19年度をピークに、近年は減少傾向にあります。【図7参照】

なお、この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア

図9 1業者当たりの卸売免許場数の推移



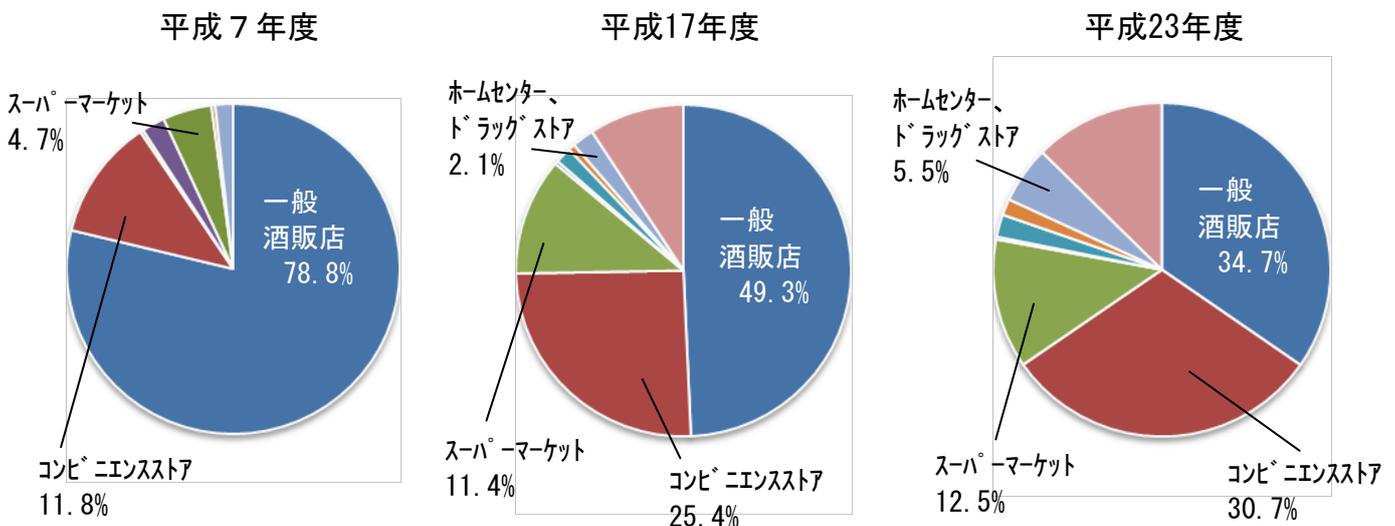
ア等の酒類小売業への参入が進んだ結果、酒類小売免許場の業態別構成比ではこれらの業態の比率が増加する一方で、一般酒販店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化しています。【図10参照】

(2) 酒税の課税状況

日本の租税収入における酒税収入割合は、明治35年度にはおよそ3割強を占めており、日本が近代国家として発展する過程において重要な役割を果たしていました。

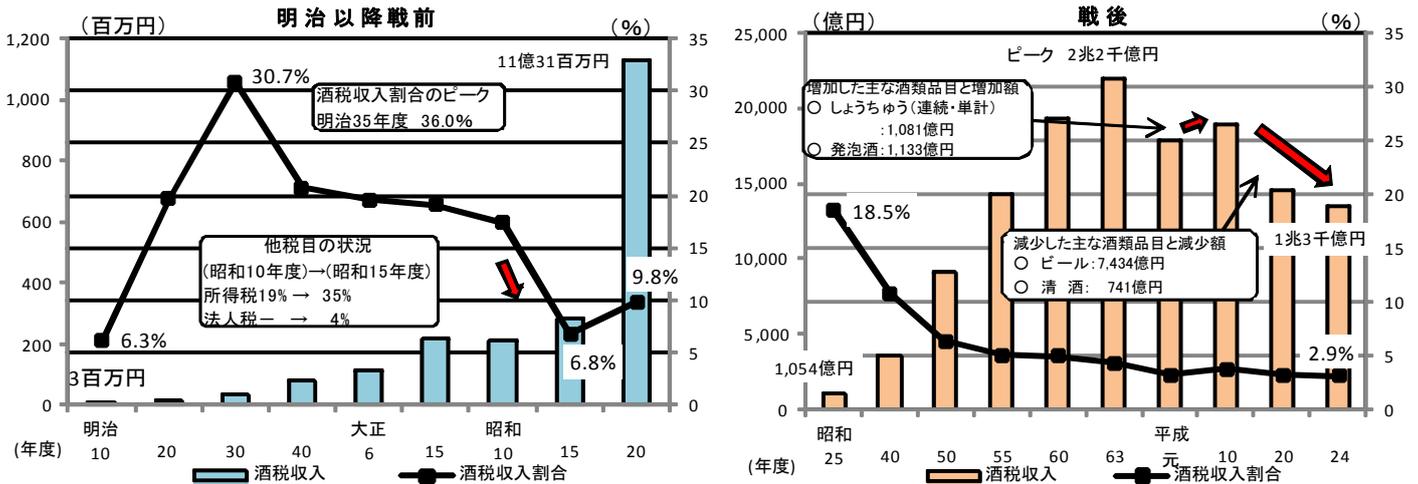
戦後においても、長らく租税収入の1割

図10 小売免許場の業態別構成比



資料：平成7年度及び17年度は酒類小売業者経営実態調査による。平成23年度は酒類小売業者の概況(平成24年度調査分)による。

図11 酒税収入と国税における酒税収入割合の推移



超を担っていましたが、経済発展により法人税や所得税の収入が増加したためその割合は低下しているものの、平成24年度の税収は1.35兆円となっており、安定した租税収入として引き続き重要な役割を果たしています。【図11参照】

近年の酒類の課税数量と課税額の推移をみると、課税数量は平成11年度の1,017万KL、課税額は平成6年度の2.11兆円をそれぞれピークに、平成24年度には886万KL、1.35兆円といずれも減少しています。【図

12参照】

次に、平成24年度における酒税の課税実績をみると、全課税数量のおよそ3割がビール（280万KL）であり、発泡酒（79万KL）、チューハイや新ジャンル飲料が大部分を占めるリキュール（214万KL）、その他の醸造酒（67万KL）を合わせると、これら低アルコール飲料がおよそ7割を占めます。また、酒税の課税額ではおよそ5割がビール（6,156億円）によるものです。【図13参照】

図12 酒類課税数量と課税額の推移

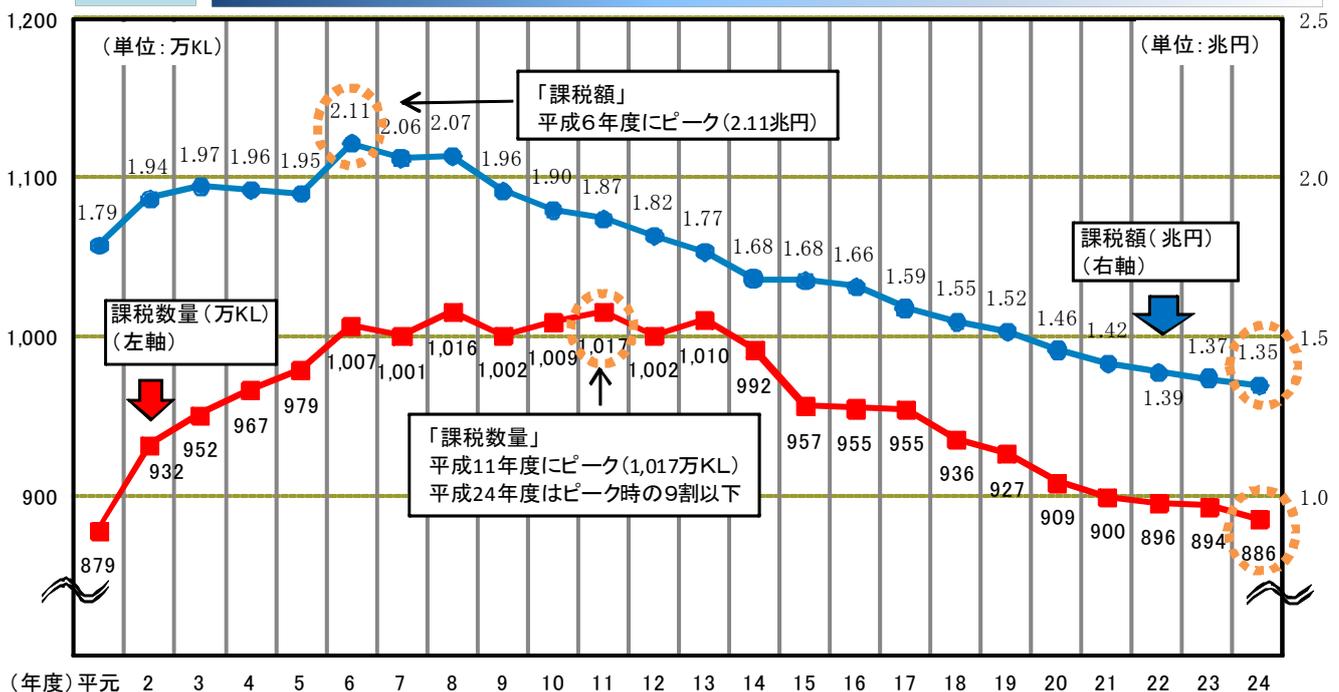
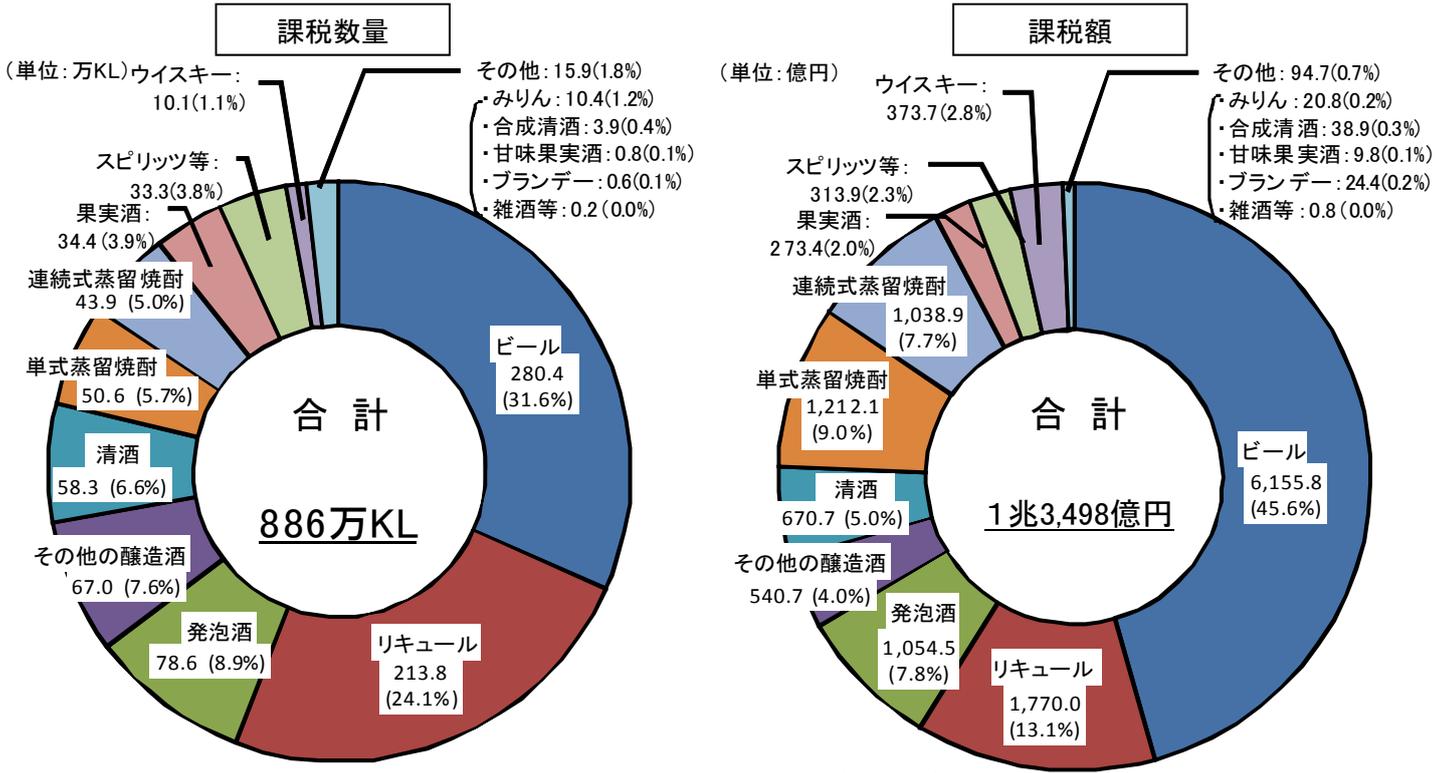


図13 酒税の課税実績（平成24年度）



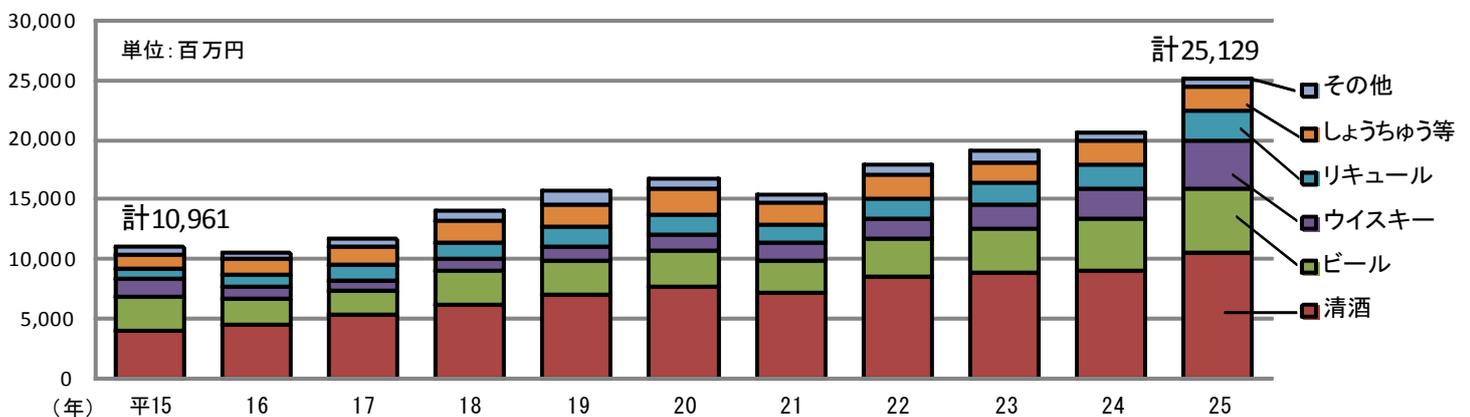
注釈：1 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、雑酒等には粉末酒を含む。
2 () 内は構成比。

(3) 輸出の状況

日本から輸出される酒類は近年増加傾向にあり、平成25年の酒類の輸出金額は、251億円と、現在の品目分類による比較が可能である昭和63年以降で過去最高を記録し、10年前（平成15年）の輸出金額110億円の約2.3倍となっています。特に、清酒については平成15年が39億円、平成25年が105億円と、約2.7倍となっています。【図14参照】

輸出される酒類のうち、清酒について国（地域）別で見ると、数量、金額ともに最大であるアメリカ合衆国向けでおよそ3割を占めています。香港は輸出金額割合では16.3%と2番目ですが、輸出数量割合では10.6%と、大韓民国や台湾よりも少なくなっています。反面、輸出数量割合が21.6%とアメリカ合衆国に次ぐ規模である大韓民国は、輸出金額割合では香港よりも

図14 酒類の輸出金額の推移（品目別）



資料：財務省貿易統計

表 3 清酒の国（地域）別輸出状況
（金額順・平成25年）

	国（地域）	金額 （百万円）	輸出全 体に占 める割 合 （%）	数量 （kL）	輸出全 体に占 める割 合 （%）
1	アメリカ合衆国	3,873	36.8	4,489	27.7
2	香港	1,712	16.3	1,716	10.6
3	大韓民国	1,382	13.1	3,502	21.6
4	台湾	587	5.6	1,747	10.8
5	中華人民共和国	523	5.0	896	5.5
6	シンガポール	383	3.6	415	2.6
7	カナダ	280	2.7	516	3.2
8	英国	217	2.1	275	1.7
9	オーストラリア	209	2.0	269	1.7
10	タイ	177	1.7	452	2.8
	合計	10,524	100.0	16,202	100.0

出典：財務省貿易統計

少なくなっているなど、輸出先の国（地域）によって輸出される清酒の主要な価格帯が異なっていることが分かります。【表 3 参照】

3 酒税行政の取組

(1) 免許・酒税調査等

酒類の製造及び販売業の免許事務については、免許付与手続の公平性及び統一性の確保に努めるとともに、制度の趣旨を踏まえ、申請等に対して適正かつ厳格な審査を行っています。また、長期間休造又は休業中の酒類製造場や酒類販売場については、的確な実態把握等に努め、免許の取消処分を行うなど、適切に対処しています。

酒税調査については、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目的として、効率的・効果的な実施に努めるほか、酒類の無免許製造や無免許販売

など酒税法に違反する行為が認められる場合には、国税犯則取締法に基づき犯則調査を実施し、厳正かつ適切な処理に努めています。

そのほか、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、酒類の表示に関して、風評等により不適切な表示についての情報を把握した場合には、機を逸することなく調査を実施するとともに、表示違反等を把握した場合には、法令に基づいて厳正に対処しています。

(2) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」といいます。）を実施しています。

取引実態調査において指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、酒類業者に自主的な取組を促す観点から、主な事例を公表しています。また、法令違反などが思料される場合は公正取引委員会と連携を図り適切に対応しています。

(3) 社会的要請への対応

平成22年のWHO総会において「アルコールの有害な使用を減らすための世界戦略」が決議され、平成25年12月には「アルコール健康障害対策基本法」が公布されるなど、未成年者の飲酒防止や適正飲酒に関

する社会的要請は強まっています。また、食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制などを通じた循環型社会の構築も求められています。

このような社会的要請に応えるため、酒類小売業者に対して、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図っています。また、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行っています。

(4) 輸出環境の整備

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、国際展開戦略としてのクールジャパンの推進の観点から、日本食、食文化の海外展開と並んで、「日本産酒類の輸出促進」への取組を強化することとされました。国税庁では、国際会議の場を活用した日本産酒類のPRや、酒類の安全性等に関する情報発信を行っているほか、輸出セミナーの開催やJETROと共同で輸出ハンドブックの作成などを行っています。

また、福島第一原子力発電所事故後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」といいます。）の分析・研究結果などを活用してその解除に向けた働きかけを継続しているほか、経済連携協定等の国際交渉を通じて酒類輸出における貿易障壁の除去に努めています。

さらに、新たな取組として、海外の酒類

教育機関が主催する日本酒講師プログラムの実施に対し、酒類総研が製造技術や品質評価に係るプログラムを提供するなど、日本産酒類の伝道師育成にも支援を行っています。

(5) 酒類業の健全な発達に向けた技術的指導等

各国税局には、技術部門として鑑定官室を設置しており、酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等を行っています。

また、鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等については、酒類総研で行っています。



Japan.
"Kampai"
to the world.